

監査結果に係る措置通知書

建設局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(1) 不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が 100 万円を超える委託契約については、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 2 号から第 9 号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。</p> <p>ところが、下水道調整課においては、契約総額が 100 万円を超える測量業務委託契約において、これを分割して発注する合理性が認められないにもかかわらず、分割して 1 件当たりの業務委託料を 100 万円以下とすることにより、随意契約を行っていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適切に処理する必要がある。</p>	<p>再発防止のため課内研修を実施し、委託契約の締結にあたっては、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号に定める金額を超えるときは、同項第 2 号から第 9 号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできない旨周知した。</p> <p>さらに、測量業務を含めた登記業務については、登記業務委託要領の確認を徹底した。</p> <p>また、適正な事務処理を図るため、近年の指摘事項について再周知したほか、随意契約に係る起案文書に今回作成した「随意契約チェックシート」を添付のうえ必要な決裁・合議を受けることとした。</p> <p>課内研修実施日 令和元年 9 月 3 日～4 日</p>	